

藤沢市藤沢西部地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人共生会が開設する藤沢市藤沢西部地域包括支援センター（以下、「センター」という）が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの職員が、事業対象者・要支援者に対し（以下「利用者」という）が、適切な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の悪化、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成するために保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から目標を踏まえて、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して行う。
 3. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう、公平中立に行う。
 4. 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 5. 事業の運営に当たっては、藤沢市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 藤沢市藤沢西部地域包括支援センター
- (2) 所在地 藤沢市本町1丁目12番17号 Fプレイス内1階

（担当職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当センターの職員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- (2) 担当職員

保健師等 1名

主任介護支援専門員 2名

社会福祉士 1名

担当職員は、指定介護予防支援等の業務を行う。

- (3) 事務員 4名（兼務）

2. 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事するこ

とができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日までとする。

ただし、祝祭日および12月29日から1月3日を除く。

(2) サービス提供時間 9時から17時30分とする

(介護予防支援等の提供方法及び内容)

第6条 センターは、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類および内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた介護予防サービス支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

2. センターは担当職員を選任し、または変更する場合は、利用者の状況と利用者及び家族の意向に配慮して行い、介護予防サービス支援計画書の作成をする。

3. 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たり、次に定める事項を遵守する。

(1) 利用者の自立に向けた介護予防支援業務を行う。

(2) 目的の共有と利用者の主体的なサービス利用を図ること。

(3) 将来の改善の見込みに基づいたアセスメントを行うこと。

(介護予防支援等の利用料その他の費用の額)

第7条 介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2. 介護予防支援に関する記録等の複写を希望された場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。

3. 前項に費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

4. 通常のサービス提供地域(藤沢市内)を越えて行う介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

(実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、藤沢西部地区(花の木、藤沢・本町・白旗・本藤沢・みその台・鶴沼・鶴沼神明・羽鳥・城南・稲荷の各一部)とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、藤沢市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. センターは、介護予防支援事業等の実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を補償する。ただし、事業所の故意に又は過失によらないときは、この限りではない。

(苦情・ハラスメント対応)

第10条 センターは、苦情・ハラスメント対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情・ハラスメントの申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。また、利用者及び利用者の家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者は、提供された介護予防支援や支援計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合は、センター、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができる。また、国民健康保険団体連合会に対しても、介護予防支援等に関する苦情を申し出ることができるものとする。
3. 事業所は、利用者が苦情・ハラスメント申し出等を行ったことを理由として何等かの不利益な取り扱いをすることはしないものとする。

(虐待の防止)

第11条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定する。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 虐待の防止のための担当職員に対する研修を実施すること。

センターは、指定介護予防支援の提供中に、担当職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、藤沢市に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第12条 センターは、感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会を概ね6月に1日以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症予防、まん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、職員に対し、感染症予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 センターは、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 センターは、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も含め、第三者に漏らしてはいけない。

2. センターは、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその他の家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
3. センターは、あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合には、サービスを提供するサービス事業所との連絡調整等その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 センターの管理者は、職員の質的向上を図るため、職員に研修等の機会を次のとおり設けるものとする。また、業務体制を整備する。

2. センターは、介護予防支援等に関する記録等の書面を整備し、契約の終了後5年間保存するものとする。

附 則

この規定は平成18年4月1日より施行する。

この規定は平成21年4月1日より施行する。

この規定は平成23年4月1日より施行する。

この規定は平成24年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は平成26年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は平成27年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は平成28年1月1日に改訂し、施行する。

この規程は平成28年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は平成29年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は平成30年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は平成30年10月1日に改訂し、施行する。

この規程は平成31年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は令和4年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は令和6年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は令和7年4月1日に改訂し、施行する。